

従業員の休業等を対象

# 福井県雇用維持緊急助成金

～従業員の雇用を守る事業主を福井県が応援します～

## 対象

国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた事業所<sup>※</sup>

※福井県内の事業所で休業を実施したものに限りです

## 対象となる休業等

令和2年1月24日から6月30日までに実施した休業

## 上限額・助成率

休業手当等の総額の $\frac{1}{10}$ <sup>※</sup> ※国が支給決定に当たり対象とした額  
(1事業所当たり100万円を上限)

(解雇等を行わない場合)

国	福井県
中小企業 休業手当等の総額× $\frac{10}{10}$ 大企業 休業手当等の総額× $\frac{3}{4}$	休業手当等の総額× $\frac{1}{10}$ ・中小企業：国・県合わせた額9,256円/人日を上限 大企業：国・県合わせた額9,441円/人日を上限 ・国・県の合計が $\frac{10}{10}$ となる額を上限

(解雇等を行った場合)

国	福井県
中小企業 休業手当等の総額× $\frac{4}{5}$ 大企業 休業手当等の総額× $\frac{2}{3}$	休業手当等の総額× $\frac{1}{10}$ ・中小企業：国・県合わせた額9,256円/人日を上限 大企業：国・県合わせた額9,441円/人日を上限

※ 1月24日～3月31日までの休業にかかる国の助成率は、 $\frac{2}{3}$  (中小企業)、 $\frac{1}{2}$  (大企業)

※ 国の助成率が $\frac{10}{10}$ の場合または国助成金の1人日当たり助成額単価が、中小企業9,256円以上、大企業9,441円以上の場合 (国からの追加支給分を含む) 県の助成はありません。

## 申請手続

以下のホームページから「申請書兼請求書」を入手し、添付資料とともに下記へ郵送してください

〒910-8580 福井県 産業労働部 労働政策課 (住所の記載は不要)

詳しくは県ホームページへ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/>

お問い合わせ 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県 産業労働部 労働政策課 電話0776-20-0390 FAX0776-20-0648